

なりたエコニュース

新しい生活様式での 家庭ごみの出し方

新型コロナウイルス感染症の影響により、外出自粛や在宅勤務で自宅にいる時間が長くなっているのではないのでしょうか。新しい生活様式の中で、自炊やテイクアウト・宅配を利用する機会が増えたことから、家庭で出るごみも増加傾向となっています。ごみを減らすためにも、食品ロスやごみの分別について改めて考えてみましょう。

プラスチック製容器包装を分別しよう

飲食店のテイクアウトや宅配で利用される容器の多くはプラスチック製です。次の点に注意して分別し、白色の指定袋に入れて出してください。

- 白色の指定袋にはプラマークの付いた物だけを入れる
- 汚れや油の付いた物はきれいに洗い流し、汚れが落ちない場合は可燃ごみ(青色の指定袋)として出す

やってみよう「3きり運動」

生ごみや食品ロスを減らすため「使い切り・食べ切り・水切り」の「3きり」を意識するようにしましょう。買った食材は使い切る、料理は作りすぎない、生ごみは出す前に水をよく切る、といったひと工夫でごみを減らすことができます。



雑がみも分別を

ティッシュやお菓子などの空き箱、はがき、封筒などのリサイクルできる紙類を雑がみといいます。雑がみがたまってきたら、いらなくなった紙袋に入れて、ひもで十文字に縛って出してください。

日常生活で出るごみについて、いま一度見直すことが、リサイクルやごみの減量へつながります。皆様のご協力をお願いします。

※くわしくはクリーン推進課(☎20-1530)へ。

消費生活相談Q&A

お試し購入での契約に注意

Q インターネットの広告を見て「初回お試し500円」というダイエットサプリを見つけたので注文しました。注文した商品が届いた後、しばらくしてまた同じ商品が届いたので、事業者と連絡すると「6回分の定期購入が条件となっていて、途中で解約はできない」と言われました。定期購入になるとは知らなかったので解約したいのですが、どうしたらよいでしょうか。

A 事業者が解約・返品に関する条件(返品特約)をホームページなどに表記している場合は、その返品特約に従うこととなります。返品特約について表記がなければ、商品が到着してから8日以内に返送することで、契約申し込みの撤回ができます。このほかにも「中途解約を申し出たら通常価格との差額や違約金を請求された」「電話でしか解約を受けないと表記があったのに電話が全くつながらない」といった事例もあります。商品を注文するときは、契約の内容や返品の条件をしっかりと確認しましょう。契約の内容で不安に思ったり、トラブルになったりした場合は消費生活センターに相談してください。

※くわしくは同センター(☎23-1161)へ。



国民健康保険

加入・脱退は手続きが必要です

職場の健康保険から脱退した場合、国民健康保険(国保)への加入の届け出が必要です。これは、本人の意思にかかわらず、医療機関にかからなくても加入しなくてはならない制度(国民皆保険)だからです。

保険税は、加入義務の生じた月から課税されます。届け出が遅れると、過去の分から一度にまとめて納めることになります。

また、就職などでほかの健康保険に加入し、国保の資格がなくなったにもかかわらず、国保の保険証を使って診察を受ける



と、後日その医療費を返還しなければなりません。加入と同様に、脱退の手続きも忘れないようにしましょう。

こんなときは14日以内に届け出を

事由	届け出に必要な物 (住民票上で別世帯に属する人が手続きをする場合はほかに委任状が必要)	
国保に加入	ほかの市区町村から転入してきたとき	前年の所得が分かる物、本人確認書類*1、マイナンバー確認書類*2
	ほかの健康保険をやめたとき	ほかの健康保険をやめた証明書、本人確認書類*1、マイナンバー確認書類*2
	子どもが生まれたとき	届け出人の本人確認書類*1、マイナンバー確認書類*2
	生活保護を受けなくなったとき	保護廃止決定通知書、生活保護受給証明書、本人確認書類*1、マイナンバー確認書類*2
国保を脱退	外国人が加入するとき	在留カード、パスポート、マイナンバー確認書類*2
	ほかの市区町村へ転出するとき	保険証、本人確認書類*1、マイナンバー確認書類*2
	ほかの健康保険に加入したとき	新たに加入した健康保険証、国保の保険証、本人確認書類*1、マイナンバー確認書類*2
	国保被保険者が死亡したとき*3	保険証
その他	生活保護を受けるようになったとき	保険証、保護決定通知書、生活保護受給証明書、本人確認書類*1、マイナンバー確認書類*2
	住所、世帯主、氏名が変わったとき	保険証、マイナンバー確認書類*2
	世帯が分離または合併したとき	保険証、本人確認書類*1、マイナンバー確認書類*2

*1 官公署が交付した、本人であることを確認できる写真付きの証明書(運転免許証、マイナンバーカード、パスポートなど)

*2 マイナンバーカード、マイナンバーの通知カード、マイナンバーが記載された住民票の写し・住民票記載事項証明書など

*3 葬祭費の申請の際は、保険証、葬祭を行ったことが分かる物(会葬礼状や葬儀の領収書など)、喪主の印鑑、喪主の通帳、本人確認書類、マイナンバー確認書類が必要

※くわしくは保険年金課(☎20-1526)へ。

国民年金

4月から保険料が変わります

国民年金の保険料が4月から1万6,610円に変わります。

4月上旬に納付書を日本年金機構から郵送します。現金払いでの前納を希望する人は、4月30日(金)までに金融機関やコンビニエンスストアで納めてください。

4月中旬を過ぎても納付書が届かない場合は、佐原年金事務所(☎0478-54-1442)へ連絡してください。

学生納付特例制度

学生で本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が免除される「学生納付特例制度」があります。

免除を受けた期間は、老齢基礎年金を受け取るために必要な

期間に算入されますが、年金額には反映されません。受け取る年金額を補うため、10年以内であれば免除を受けた期間の保険料を納めることができます(追納)。

申請する場合は、年金手帳(持っている人)、学生証の写し(有効期限が裏面に記載されている場合は裏面の写しも)、印鑑(本人が署名する場合は不要)を持って、保険年金課(市役所1階)または下総・大栄支所で手続きしてください。

すでに学生納付特例を受けている人は、日本年金機構から申請書(はがき)が届きます。学校などの変更がない場合は、必要事項を書いて返送してください。

また、特例制度を利用するための申請は、毎年必要ですので注意してください。

※くわしくは保険年金課(☎20-1547)へ。